

日本国環境省とシンガポール共和国持続可能性・環境省との 環境協力に関する協力覚書（仮訳）

日本国環境省及びシンガポール共和国持続可能性・環境省（以下、個別に「参加者」といい、総称して「参加者ら」という。）は、

参加者間の強固かつ長年にわたる友好及び協力を再確認し、

持続可能な開発のための協力を促進することについて共通の利益を有することを考慮し、

現在及び将来の世代のための環境の保全及び改善の重要性を認識し、

パリ協定及び持続可能な開発のための**2030**アジェンダの迅速かつ成功裡の実施に向けた行動の重要性を再確認し、

環境の効果的な保護には世界的な協力、調整及び取組が必要であり、環境を保護するための活動は、国際、地域、国家及び地方の各レベルで実施されるべきであることを認識し、

ASEAN・日本プラットフォーム、国連気候変動枠組条約及びその他の多国間環境協力を通じたものを含む、地域及び国際的な場における参加者間の強固な協力を認識し、

それぞれの国における法令に従い、

以下の認識に至った。

第1項 目的

この協力に関する覚書（以下「本**MoC**」という。）の目的は、環境保護、環境管理及び持続可能な開発の分野における参加者及びその機関間の二国間協力を促進することである。

第2項 協力分野

参加者は、以下の分野において協力することを求める。

- a. 気候変動の緩和・適応
- b. 大気質管理
- c. 廃棄物管理
- d. 騒音管理
- e. 水質管理
- f. 土壌修復

- g. 原子力事故後の環境修復
- h. 新たな環境汚染物質
- i. 相互に関心を有する国際的及び地域的な環境課題
- j. 参加者が書面により共同で決定するその他の分野

第3項 協力の形態

1. 第2項に定める分野における参加者間の協力には、以下の形態をとることができる。
 - a. 関連する情報、専門知識及びベストプラクティスの交換
 - b. 研修、訪問交流、出向、機関間の姉妹関係構築活動及びその他適切な手段を通じた主要な人材の交流
 - c. 実証プロジェクトの共同実施を通じた民間企業と政府当局とのパートナーシップの奨励
 - d. 共同で開催する環境関連のイベント及びセミナーを通じたベストプラクティスの共有の促進
2. 参加者は、日本及びシンガポールの環境関連機関、組織、民間企業、地方当局並びに研究・学術機関に対し、協力の可能性のある分野を検討するため、相互に直接の連絡を確立し、発展させることを奨励するよう努める。参加者は、これらの主体間又はこれらの主体の間で締結されるいかなる合意又は取決めについても責任を負わない。

第4項 フォーカル・ポイント

両参加者は、本MoCを実施する目的で、それぞれフォーカル・ポイントを指定する。日本国環境省について、フォーカル・ポイントは地球環境局国際協力総括室とする。シンガポール共和国持続可能性・環境省については、フォーカル・ポイントは国際政策部とする。

第5項 実施

1. 本MoCの実施は、参加者間で共同して決定されるものとし、資源及び人員の利用可能性に依存する。参加者は、本MoCに基づく具体的な活動及びプロジェクトの実施について、資金、資源及び人員の配分、本MoCに基づく具体的な活動又はプロジェクトから生じ、及びこれらに従って創出される知的財産の取扱い及び利用、その他の適切な事項に関する取決めを含め、書面により取決めを相互に決定する。
2. 本MoCに従って一方の参加者から他方の参加者に提供された資料についての所有権及びこれに係る知的財産権は、当該資料を提供した参加者に排他的に帰属し続けるものとし、当該所有権及び権利は、本MoCの満了又は終了にかかわらず、資料を受領した参加者に

よって常に尊重され、保護されるものとする。

3. 各参加者は、本MoCの満了又は終了にかかわらず、他方の参加者から受領した、又は他方の参加者から提供された文書及び情報について、常にその機密性及び秘密性を遵守するものとする。

第6項

相違の解決

本MoCから生じ、又は本MoCに関連するいかなる相違も、第三者又は国際裁判所に付託することなく、相互協議を通じて参加者間で友好的に解決するものとする。

第7項

本覚書の地位

1. 本MoCのいかなる規定も、参加者が当事者となっているいかなる条約、協定、又は二国間、地域的若しくは国際的な合意に基づく各参加者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
2. 本MoCは、いずれの参加者についても、国内法又は国際法に基づく法的に執行可能な権利又は拘束力のある義務を構成し、又は創設するものではなく、また、そのような意図も有しない。また、本MoCは、明示的又は黙示的を問わず、いずれの参加者についても、法的に執行可能な権利又は拘束力のある義務を構成し、又は創設するものとはみなされない。

第8項

変更

1. いずれの参加者も、本MoCの全部又は一部の変更を書面により要請することができる。
2. 本MoCに対するいかなる変更も、参加者間で書面により共同で決定され、本MoCの不可分の一部を構成するものとする。
3. 本MoCに対する当該変更は、参加者が書面により決定する日に効力を生ずるものとする。
4. 本MoCに対するいかなる変更も、当該変更の日以前又は当該変更の日までに、本MoCから生じ、又は本MoCに基づいて参加者が行ったいかなる決定も害するものではない。

第9項

開始、期間及び終了

1. 本MoCは、署名の日を開始し、5年間効力を有するものとする。

2. 本MoCは、その開始に伴い、2017年6月20日に東京で署名された日本国環境省とシンガポール共和国環境水資源省との環境協力に関する覚書に代わるものとする。
3. いずれの参加者も、終了を意図する日の90日前までに書面による通知を行うことにより、本MoCを終了することができる。
4. 本MoCの終了又は満了は、本MoCに従って実施されている進行中のいかなる活動及び／又は作業計画の内容、存在、有効性、実施又は期間にも影響を及ぼさないものとする。ただし、参加者間で別途相互に決定された場合を除く。

2026年9月24日に東京において、英語により2通署名された。

日本国環境省のために

シンガポール共和国持続可能性・環境省のため

笹川 博義
大臣
日本国環境省

グレース・フー
大臣
シンガポール共和国持続可能性・環境省